



第6回 相続税評価と取引価格

(相続贈与税と事業経営)

会計と経営のブラッシュアップ
平成26年2月3日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、相続税法とその通達及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。
(取引相場のない株式の税務 森富幸著 2008.10 日本評論社刊) (時価評価と実務 辻・本郷税理士法人編 H21.9 税務経理協会刊)

I. 相続税改正の概要(H27.1.1 以後の相続等)

1. 見直しの背景

(1) 最高税率の引上げ等

最高税率 50%→55%

基礎控除 現行の60%

定額控除 5,000万円→3,000万円

相続人数控除 600万円×n人

(2) 相続税課税

死亡者の約4%と少数

地価と基礎控除のアンバランス

(3) 地価の変化と基礎控除

(全国平均)

S58(100%) — H3(200%) — H24(85%)

(三大商業地)

S58(100%) — H3(337%) — H24(50%)

2,000万円+400n^{万円} — 4,800万円+950n^{万円} (現在、5,000+500n)^{万円}

最高税率 75% — 70% (現在 50%)

(4) その他

① 未成年者控除 20歳までの1年 6万円→10万円

② 障害者控除 85歳までの1年 6万円→10万円 (特別障害者は2倍)

③ 小規模住宅の特例見直し 改正前上限 240 m²→330 m²等



2. 事業承継税制 平成 27 年 1 月 1 日以後（改正後）

世界の事業承継税制のしくみ

上記の国以外は事業承継税制（相続税）はない

国名	相続税の基礎控除	非上場株式の 評価軽減割合	雇用要件 勤務期間	雇用要件の 評価方法	雇用要件未達成 時の部分納付	免除まで の期間	先代の 役員継続	親族 外承継	最高 税率
日本	5,000 万円＋ 1,000 万円×法定相続人数	80%軽減	5 年	平均 80%	× (全額一括納付)	後継者死 亡等まで	代表権 なし○	○	% 55
ドイツ	配偶者：5,100 万円 (50 万ユーロ) 子：4,080 万円 (40 万ユーロ)	85%軽減	5 年	○ (平均80%) 小規模企業 は要件免除	○	5 年	○	○	45
フランス	配偶者：免除 子：1,625 万円 (159,325 ユーロ)	75%軽減	なし	—	—	4 年	○	○	40
イギリス	配偶者：免除 基礎控除：4,128 万円 (32.5 万ポンド)	100%軽減	なし	—	—	即時	○	○	40
アメリカ	5 億円 (500 万ドル)	—	—	—	—	—	—	—	35

(出所) 経済産業省資料等

事業承継税制の主な改正点（平成 25. 4. 1 以降）

区 分	改正前	改正後
経済産業大臣の確認	事前確認	廃止
相続の開始又は贈与		
経済産業大臣の認定	【後継者】 先代経営者の親族	親族以外も可
	(贈与の場合) 役員を退任	代表権を持たない役員は可
申告・納付期限	【納税猶予額の計算】 株式から債務等を控除	株式以外から債務等を控除
納税猶予期間	【納税猶予の取消事由】 5 年間毎年雇用の 8 割維持	5 年平均で 8 割維持
	【一部取消等の場合の利子税等】 取消部分の相続税等を金銭納付	延納・物納で選択可 承継 5 年超で 5 年間の利子税免除
	利子割合 2.1%	利子割合 0.9% (特例基準割合 2%の場合)
	【贈与税の場合】 先代に対する給与なし	廃止
	【資産保有会社等の判定】 常時使用する従業員数 5 人 商品の販売、貸付等 取消事由の総収入金額「0」	5 人には後継者と生計を一にする親族を含めないで計算 後継者の同族関係者に対する貸付を除外 総収入金額から営業外収益、特別利益を除外

事業承継税制は相続税の中の一項目である。25年度に大幅な改正が行われたが、まだ充分ではない。世界中で相続税が存在するのが次の5か国にすぎないこと、その中で日本の最高税率が最も高いことを考えると相続税自体の廃止が必要である。

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担により事業が存続できなくなることは、日本経済の大きな損失である。

「難しいマクロ経済学は必要ない。

要は“3500万円持って死んでいくことが本当に幸せなのか”と資産リッチな高齢世代が自分自身に問いかけたくなるような政策にすることが大切なのだ」

アベノミクスよりすごい景気対策がある
——「お金を使ったら人生は豊かになるし、子供や孫からも感謝される」という方向へ

(日本の論点 大前研一著 2013.10 プレジデント社刊)

3. 特定居住用小規模宅地等の特例の改正

宅地等の利用区分		限度面積	同左改正後	減額割合
		m ²	m ²	%
①	被相続人等の事業用	400	400	80
②	〃 特定同族会社事業用	400	400	80
③	〃 貸付事業用 (一定法人)	200	200	50
④	〃 貸付事業用	200	200	50
⑤	〃 居住用	240	330	80

4. 相続時精算課税の適用対象者の範囲の拡充

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上の直系尊属	60歳以上へ改正
受贈者	20歳以上の推定相続人	推定相続人及び孫へ改正

5. 相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例

配当所得から譲渡所得の申告の選択が可能（届出書必要）

6. 贈与税の改正

(1) 最高税率等の引上げ

1,000万円以下	→同左
1,000万円以下	40%→40%
1,500万円以下	50%→45%
1,500万円超	50%→45%
1,500万円超	50%→50%
3,000万円超	50%→55%

(2) 20歳以上の子や孫への贈与の税率

20歳以上の子や孫への贈与の税率
(贈与者65歳以上→60歳以上)

一般	1,000万円超	50%
子供等	1,000～1,500万円	40%
	1,000万円以下の税率も低減	

(3) 教育資金の一括贈与の非課税

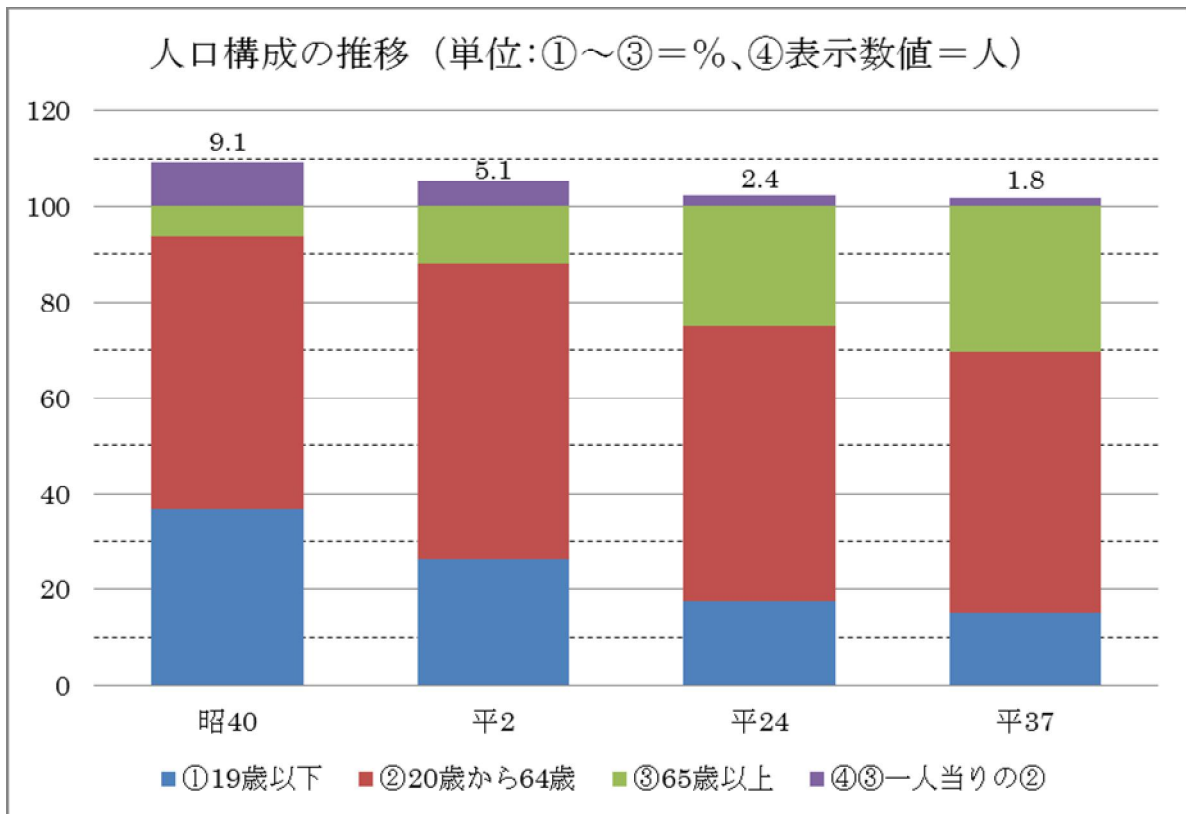
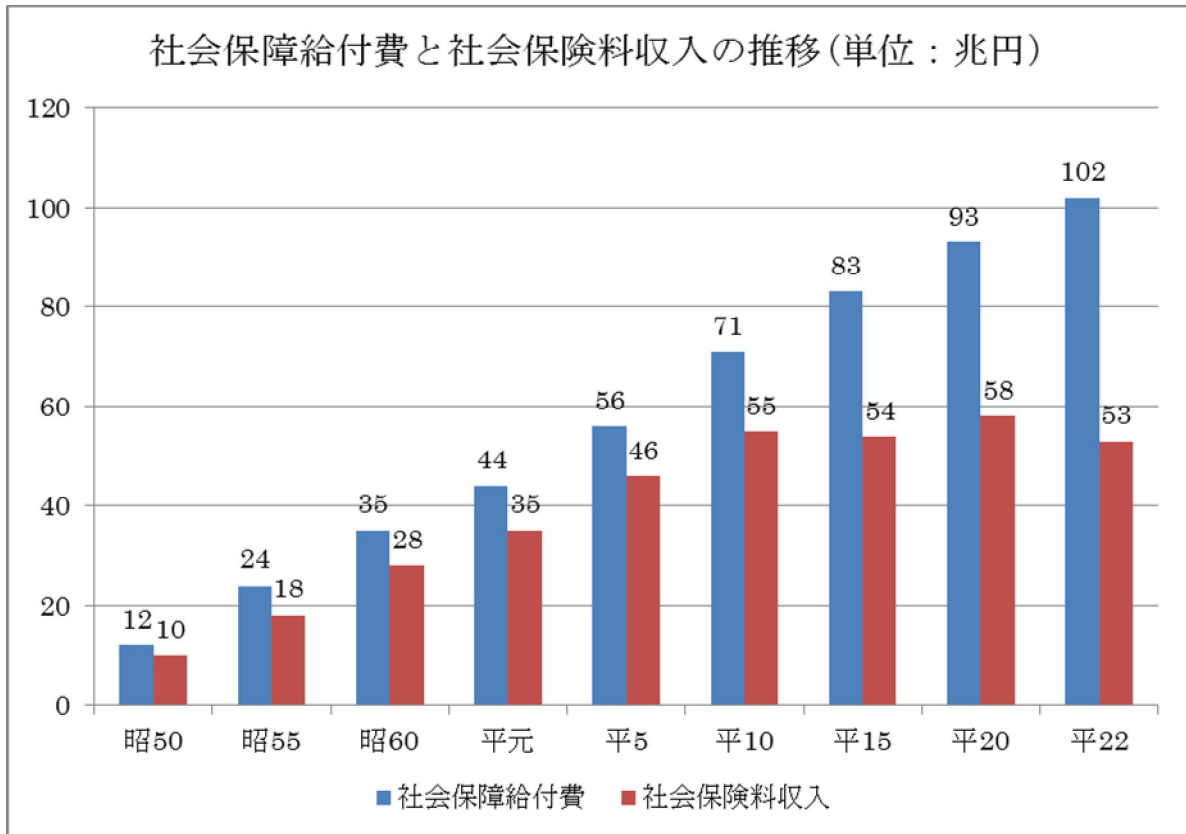
H25.4.1～27.12.31の3年間

金融機関等へ教育資金の一括拠出

(子、孫ごとに1,500万円を非課税とする)

30歳までに使い残しがあれば、贈与税を課税

社会構造の推移



(以上、財務省広報資料を基に編集)

2. 相続税、贈与税の要約

(相続税)

1. 納税義務者

- (1) 相続、遺贈により財産を取得した個人
- (2) 相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した個人
- (3) 無制限納税義務者（国内に住所を有する者、日本国籍を有する者）
- (4) 個人とみなされる人格のない社団等
- (5) 個人とみなされる信託の受託法人

2. みなし相続財産等

- (1) 生命保険金・損害賠償金（死亡）
被相続人が負担した保険料等に対応する部分
- (2) 退職手当金
- (3) 生命保険契約等に関する権利
- (4) 定期金に関する権利
- (5) 定額譲受、債務免除等

3. 非課税財産

- (1) 墓所・祭具等
- (2) 公益を行う者が相続等により取得した財産
- (3) 生命保険金等
500万円×法定相続人数の限度内
- (4) 死亡退職金等
(3)と同じ

4. 債務控除

- (1) 債務及び公租公課
- (2) 葬式費用
 - ① 葬儀、香典返礼費用
 - ② 墓碑、墓地の購入費用等
 - ③ 法事に要する費用
 - ④ 医学上等の特別の処置費用
 - ⑤ 社葬等の費用

5. 遺産にかかる基礎控除

- (1) 基礎控除 5,000 万円
- (2) 法定相続人数控除 $1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

6. 相続税額の加算

7. 相続開始前 3 年以内贈与

8. 配偶者に対する相続税の軽減

- ① 法定相続分相当額又は 1 億 6 千万円のいずれか多い金額
- ② 申告期限から 3 年内の分割も可
- ③ やむを得ない事情があるときは、税務署長の承認を受けて、分割できることとなった日から 4 ヶ月以内に軽減の適用を受けることができる。
- ④ 隠蔽・仮装の場合の不適用

9. 相次相続控除

10 年以内に 2 回の相続が発生の場合

前回の相続税額の一定割合相当額に、10 年に対する経過年数を乗じた額が今回の相続税額から控除される。

今回の相続財産にかかわりなく、10 年内残存年数割合分（前回税額 100 百万円で 3 年経過なら 70 百万円が控除できる）が各相続人の今回の税額から単純に控除できる。

① 相次相続控除の算式

$$\text{各相続人の相次相続控除額} = A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10}$$

ただし、 $\frac{C}{B-A} > 1$ であれば 1 とする。

A = 2 次相続の被相続人が 1 次相続で納めた相続税額

B = 2 次相続の被相続人が 1 次相続で取得した財産価額（債務控除後）

C = 2 次相続で相続人・受遺者全員が取得した財産価額（債務控除後）

D = 2 次相続で相次相続控除を受けようとする相続人が取得した財産価額（債務控除後）

E = 1 次相続開始時から 2 次相続開始時までの年数（1 年未満切捨）

10 = 10 年

② 設例

今回の相続では、債務控除後の全相続財産は 2 億円で、このうち前回の相続時に取得した財産 1 億 2,000 万円が含まれている。被相続人が前回の相続時に支払った相続税額は 1,000 万円、相次相続控除を受けようとする相続人の取得した財産価額は 4,000 万円とする。前回の相続発生以来 3 年 4 月が経過している。

（計算）

A = 1,000 万円 B = 12,000 万円 C = 20,000 万円

D = 20,000 万円 E = 3 年（残存 7 年分 1,000 万円 \times 0.7 = 700 万円）

$$\begin{aligned} \text{相次相続控除額} &= A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} \\ &= 1,000 \text{ 万円} \times \frac{20,000}{12,000-1,000} \times \frac{20,000}{20,000} \times \frac{10\text{年}-3\text{年}}{10\text{年}} \\ &\quad \frac{C}{B-A} > 1 \text{ となり } 1 \text{ とする} \\ &= 1,000 \text{ 万円} \times 1 \times \frac{20,000}{20,000} \times \frac{7\text{年}}{10\text{年}} \\ &= 700 \text{ 万円} \end{aligned}$$

10. 財産の評価

- (1) 地上権及び永小作権
- (2) 定期金に関する権利
- (3) 郵便年金契約等の権利
- (4) 立木

11. 土地・家屋の評価

- (1) 土地の評価上の区分
- (2) 土地の上に存する権利の評価上の区分
- (3) 宅地の評価
- (4) 家屋の評価

12. 有価証券の評価

13. その他の財産の評価

14. 評価計算の特例

15. 申告書

(贈与税)

1. 納税義務者

- (1) 贈与により財産を取得した個人
 - ① 無制限納税義務者
 - ② 制限納税義務者
- (2) 個人とみなされる人格のない社団等
- (3) 個人とみなされる信託の受託法人

2. 納税義務者

3. 贈与によって取得されたものとみなされるもの

- (1) 信託の受益権
- (2) 生命保険金、損害保険金
- (3) 定期金に関する権利
- (4) 定額譲渡
- (5) 債務免除等

4. 非課税財産

- (1) 法人からの贈与(一時所得)
- (2) 生活費、教育費(扶養義務者相互間)
- (3) 共益事業用財産

5. 控 除

6. 税 率

7. 相続時精算課税

- (1) 一般の場合
- (2) 住宅取得等資金の場合

8. 申告書の提出

- (1) 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日の間
- (2) 更正の請求(その事由の生じた日の翌日から4ヶ月以内)

9. 延納

Ⅱ. 株式の取引と各場合の評価

(非上場株式)

1. 株主及び支配の状況

株主	支配の状況	
個人	1 支配	2 非支配
法人	3 支配	4 非支配

2. 個人間売買の取引価額 [1 ⇔ 2]

個人間売買については、税法上の明文規定はない。但し、高額譲渡、低額譲渡については、相続税法第7条の時価規定を考慮する必要がある。

No.	売主	買主	適正とする売買価額	備 考
(1)	●支配	●支配	●原則的評価額	高額の場合－売主に贈与税 低額の場合－買主に贈与税 実務上注意すべきところです。
(2)	●支配	○非支配	○配当還元価額	
(3)	○非支配	●支配	○配当還元価額 ●原則的評価額	(売主) 配当還元価額でも課税なし (買主) 配当還元価額では原則的評価額と配当還元価額との差が贈与となる(受贈益)
(4)	○非支配	○非支配	○配当還元価額	

(1) 支配個人から支配個人への譲渡(オーナー社長から長男) [1→1]

① 取引価額

「収入すべき金額」という以外に、取引価額を規定する税務上の明文規定はない。贈与税の高額譲渡、低額譲渡とならない価額であることが必要である。

② 譲与税課税を考慮した評価

この場合には評価差額の法人税等は考慮しない(法基通 9-1-14 による)

(2) 支配個人から非支配個人への譲渡(オーナー社長から従業員) [1→2]

① 取引価額

特例的評価以上の価額であれば問題はない。

(3) 非支配個人から支配個人への譲渡(従業員からオーナー社長) [2→1]

① 取引価額(従業員)

特例的評価以上の価額

② 取引価額(オーナー社長)

原則的評価、相続税法第7条の時価

(4) 非支配個人から非支配個人への譲渡(従業員から従業員) [2→1]

① 取引価額

特例的評価

(法基通 9-1-14 のチェック)

(一) 小会社評価か

(二) 土地、上場有証は評価通達の時価か(評価通達ではない)

(三) 法人税等相当額の控除はしていないか

(一)' "中心的な同族株主" に該当しない時

(二)' 子会社の土地含み益は考慮したか

(三)' 3年内取得のチェックは充分か(相続、贈与の時のみ)

3. 法人間売買の取引価額

法人間の非上場株式の売買価額は、法人税法上は**通常**の取引価額(時価)となっている。その時価を実務では、法基通 9-1-13 と 9-1-14 により算定した金額を法人税法上の時価としている。

9-1-13 は抽象的であり、具体的な 9-1-14(国税庁の見解)を採用することが多い。

しかし、支配株主と非支配株主との取引は寄附金の問題が生じる場合がある。(生ぜざるを得ないとも言える)

(5) 支配法人から支配法人への譲渡 [3→3]

① 取引価額

法基通 9-1-14 の原則的評価額を基本となる。

② 高額、低額譲渡となった時は、時価との差額が一方の受贈益、他方の寄附金となる。

(6) 支配法人から非支配法人への譲渡 [3→4]

① 取引価額(第3者間の場合)

売主と買主が「純然たる第3者」であれば税務は介入しない。

② 取引価額(第3者間でない場合)

支配株主は(5)と同じになる(法基通 9-1-14 の原則的評価)

非支配株主は(法基通 9-1-14 の特例的評価)

従って、支配株主側に低額譲渡(寄附金)の問題が生ずるおそれがある。

(7) 非支配法人から支配法人への譲渡〔4→3〕

- ① 取引価額(純然たる第三者間の場合)
問題は生じない。
- ② 取引価額(第三者間でない場合)
前記(6)②と同じ

(8) 非支配法人から非支配法人への譲渡〔4→4〕

- ① 法基通 9-1-14 の特例的評価額
売主と買主の基準が同じとなり問題は生じないと思われる。

4. 個人と法人間の取引価額

個人と法人間の取引は、個人と法人の性格の違いにより問題が生じやすい。従って売買の事情を明らかにして取引価額の妥当性を明らかにする必要がある。

(9) 支配個人から支配法人への譲渡 [1→3] (オーナー社長からオーナーの会社へ)

- ① 取引価額
法基通 9-1-14 の原則的評価額
同族株主の判定
- ② 時価の 1/2 未満の譲渡は支配個人へみなし所得税の課税が行われる(所法 59、令 189、所基通 59-3)。
- ③ ②の場合は支配法人に受贈益が生じる。

(10) 支配個人から非支配法人への譲渡 [1→4] (オーナー社長から取引先法人へ)

- ① 取引価額
個人は法基通 9-1-14 の原則的評価額
- ② 取引価額
法人は法基通 9-1-14 の特例的評価額

(11) 非支配個人から支配法人への譲渡〔2→3〕
(従業員から社長の支配会社へ)

- ① 売主は法基通 9-1-14 の特例的評価額
- ② 買主は法基通 9-1-14 の原則的評価額
- ③ 従って買主(法人)に受贈益課税が生じる

(12) 非支配個人から非支配法人への譲渡〔2→4〕

- ① 取引価額
売主、買主とも法基通 9-1-14 の特例的評価額となる。

(13) 支配法人から支配個人への譲渡〔3→1〕

- ① 取引価額
売主、買主とも法基通 9-1-14 の原則的評価額となる。

(14) 支配法人から非支配個人への譲渡〔3→2〕

- ① 支配法人は法基通 9-1-14 の原則的評価額となる。
- ② 非支配法人は法基通 9-1-14 の特例的評価額となるが、役員、従業員の場合は給与所得等となる。

(15) 非支配法人から支配個人への譲渡〔4→1〕

- ① 非支配法人は法基通 9-1-14 の特例的評価額となる。
- ② 支配個人は法基通 9-1-14 の原則的評価額となる。
- ③ 買主である支配個人に一時所得の問題が生ずる。

(16) 非支配法人から非支配個人への譲渡〔4→2〕

- ① 取引価額
両者特例的評価となる。

5. 非上場株式の金庫株の売買時価

1. 個人株主から発行法人への譲渡〔1, 2→3, 4〕

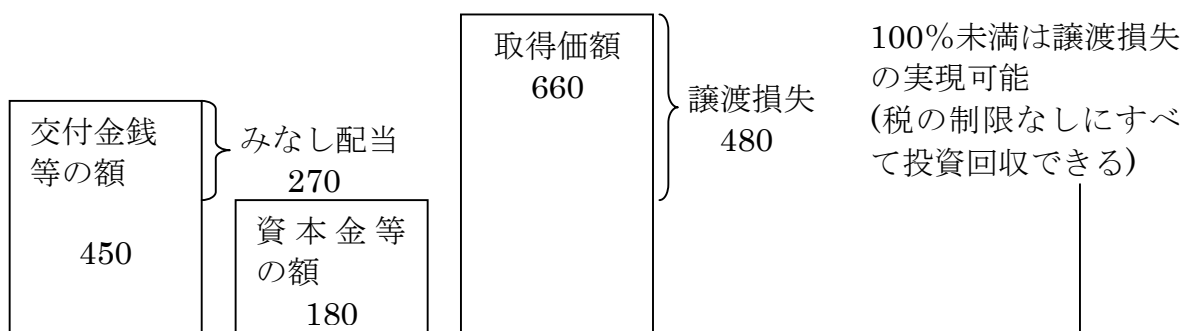
① 取引価額

当該自己株式等の時価は所基通 59-6 により算定する。
(措置通 37 の 10-27 の規定による)

② 所基通 59-6 は法基通 9-1-14 と同趣旨である。

③ みなし配当課税及び譲渡損益の取扱い

自己株取得のみなし配当



譲渡額 450 = みなし配当 (収入) 270 + 資本金等 (回収) 180

みなし配当 270 = 譲渡額 450 - 資本金等 180 (益金不算入)

従って、譲渡による回収額は、みなし配当 270 を除いた 180 となる ←
譲渡損失△480 = 譲渡回収 180 - 取得価額 660 (損金算入は廃止 会計処理は同じ 13 頁)
税務上損金不算入

(完全支配は、投資回収が 90% 所有より不利か? 13 頁参照)
(100% 未満の有利性は税務上気をつける)

④ 相続株式の 3 年以内譲渡は、みなし配当課税とせず全額譲渡所得課税とする特例(措法 9 条の 7①)

2. 法人株主から発行法人への譲渡 [3, 4→3, 4]

- ① 取引価額
法人株主から法人株主への譲渡と同じ
- ② 買主については、自己株式の取得は資本取引に該当するため、原則的に法人税課税は発生しない。
- ③ 高額又は低額譲渡については課税も考えられる。
- ④ 売主のみなし配当課税等の前頁参照

3. 自己株の低額買取と残存株主の贈与税

極端な場合には、(相基通 9-2)により課税のおそれがある。

- ① 前提条件
 - ㊦ 資本金 1,000 万円 (発行株数 2 株 1 株当 500 万円)
 - ㊧ 株 価 2 億円 (1 株当 1 億円)
 - ㊨ 株 主 2 人 (父 1 株 長男 1 株)
- ② 自己株式の低額買取
会社が父より 1 株を 500 万円で購入
- ③ 買取後の株価(単純計算にしています)
 - ㊦ 会社の資産の減少 500 万円、資本の減少 500 万円
 - ㊧ 長男の株価 2 億円 - 500 万円 = 19,500 万円
- ④ 株価の増加した金額(贈与)
19,500 万円 - 1 億円 = 9,500 万円

◆H4.4.22課評2-4ほか（「都市公園の用地として貸し付けられている土地の評価について」）

347 取引相場のない株式の評価（I）

- 1) 取引相場のない株式とは、上場株式と気配相場のある株式以外の株式をいう。
- 2) 取引相場のない株式の評価方法には、次の3方式がある。

- ①類似業種比準価額方式
- ②純資産価額方式
- ③配当還元方式

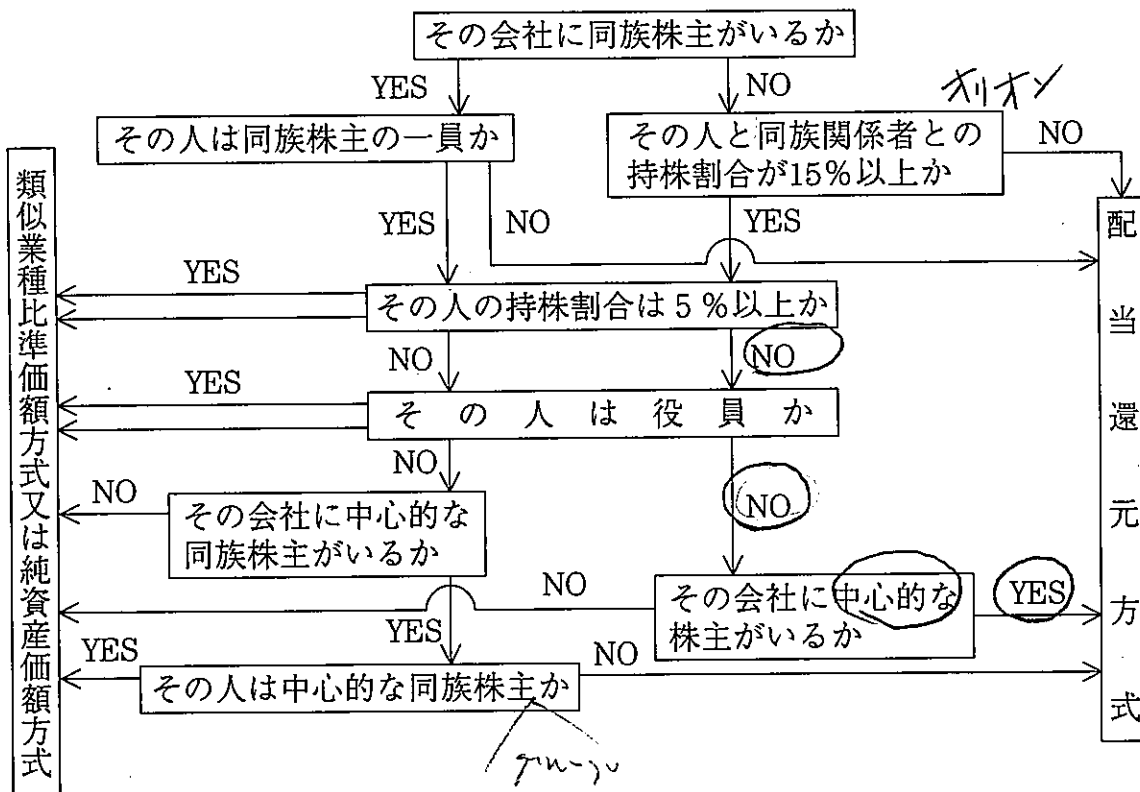
3) 3評価方式のうちどれによって評価するかは、次の2要素で決まる。

- ①同族株主か否か（株式を相続により取得した人の持株割合）
- ②会社規模（従業員数、総資産額、売上高で大・中・小会社を判定）

同族株主であれば、類似業種比準価額方式か純資産価額方式によるが、どれによるかは会社規模によって決まる。同族株主以外の株主（少数株主）は配当還元方式によって評価する。

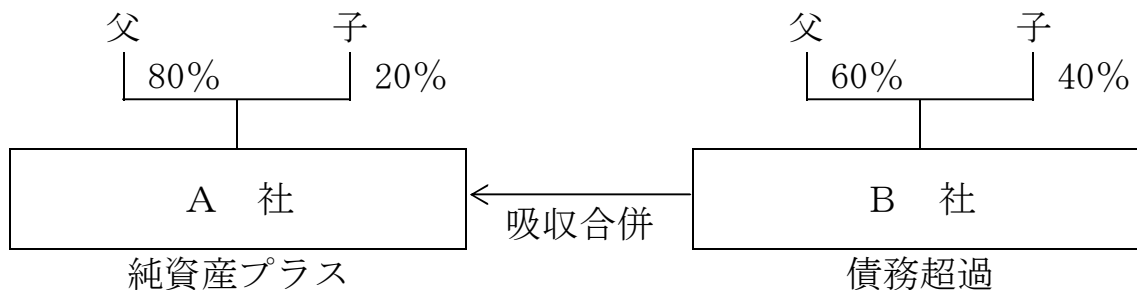
4) 同族株主の取得した株式に該当するか否かの判定

次のチャートによって判定する。



Ⅲ. 実務での留意点

1. 無対価合併について



- (1) 子にみなし贈与の問題が生じ得る
- (2) 非適格合併となる
- (3) (2)により繰越欠損金の引継ぎができない

グループ法人税でいう完全支配関係とは、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式の全部を直接もしくは間接に保有する関係とされているが、**適格合併においては、個人の場合は一の者が個人一人に限定されている。**

- (4) 本件については、A社の株主を父に集約したうえで、A社とB社の無対価合併を行うことにより繰越欠損金の引継ができる。(Nの場合)
- (5) 又は、B社株式のすべてを、A社が買取った後に合併を行えば適格合併ができると考えられる。
- (6) 債務超過会社との合併により、A社株式の評価額が引下がることが考えられる。(Tの場合要検討)
- (7) (4)～(5)については、合併に至った事情・背景等租税負担の減少以外の合併の理由等も説明できるようにする必要がある。

2. 相続財産の限定承認

(1) 概要図

	被相続人 百万円	相続（単純）	（限定承認）
購入価額	200		
現在時価	200		
相続評価	150	① 150-180 債務 180	② 150-150
準確定申告			②被相続人 200-200=0
相続人取得価額			200
		相続税 0 <u>取得価額引継</u>	相続税 0 <u>取得価額引継</u>

(2) 譲渡所得税の申告等

- ① 限定承認をすると譲渡所得の基になる財産は、相続開始時には被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなされて、被相続人の譲渡所得税の申告が必要になる。尚、住民税の申告は必要ない。

$$\text{売却代金(時価)} - \text{取得費} - \text{特別控除等} = \text{譲渡所得}$$

- ② 相続税の課税関係

$$\text{相続財産の評価} - \text{債務、譲渡所得税控除} = \text{課税価格}$$

(3) 限定承認とは、単純承認と相続放棄の中間的なものである。

- ① 取得した相続財産の範囲内で被相続人に債務遺贈を弁済することを条件に相続を承認すること
- ② 債務超過が不明の場合、限定承認しておいて、結果的に債務超過でなければ、(事業が再建可能であれば) 残余財産を引継ぐことができる
- ③ 相続開始を知ったときから3ヶ月以内に財産目録と限定承認申述書を作成し、相続人全員で家裁に提出する。
- ④ 公告等を行ない清算手続を行う

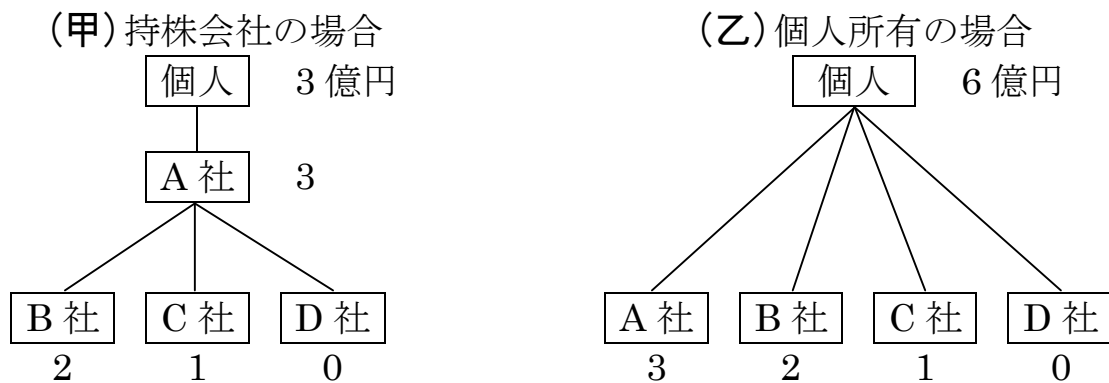
株式評価の二つの場合

H26.1.10

前提：A～D社 資本金1億円

大会社 類似業種による評価額：A社3億円、B社2億円

C社1億円、D社0（債務超過）



個人所有の場合、A～D社の評価額の合計6億円となる。

持分会社の場合、個人が所有する株式の評価総額はA社のみの3億円となり、持株会社の方が有利。

A社がB～D社を保有しても、A社の配当、所得、別表五(一)利益積立金は変わらない為、A社株式の類似業種による評価額は3億円のままとなる。

ただし、A社が株式保有特定会社に該当する場合（株式保有割合が50%以上）を除く。

3. 学資金、教育資金等について

(1) 贈与税の教育資金の一括贈与

H25. 4. 1～27. 12. 31 の 3 年間

(1) 贈与をする者 父母、祖父母など直系尊属

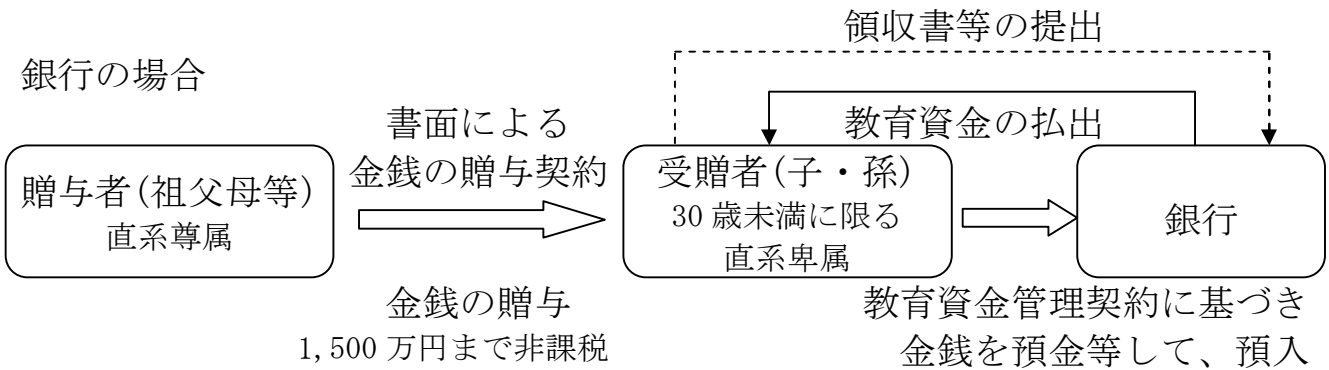
(2) 贈与を受ける者 30 歳未満の直系卑属

(3) 贈与の方法 教育資金管理契約

金融機関、証券会社等への教育資金の一括拠出（信託、有価証券）

（子、孫ごとに 1,500 万円を非課税とする）

30 歳までに使い残しがあれば、贈与税を課税



(2) 所得税法の学資金等の非課税

学資に充てるための給付される金品及び扶養義務者相互間の中で扶養義務を履行する為に給付される金品（所法 9①十五）

（同居の祖父から孫へも可能か）

(3) 生計を一にするとは、

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856

FAX:03-5282-8678

無議決権株式と同族株主の判定

評価会社が種類株式を発行している場合、同族株主等の株主区分の判定は評基通188-5の取扱いによって行います。同通達は、同族株主等の区分を判定する際の議決権の数又は議決権総数の計算の基礎に、株主総会の一部の事項について議決権の行使ができない株式に係る議決権の数を含める、という取扱いを示しています。

しかし、配当優先の無議決権株式等については、もともと議決権がありませんから同通達の取扱いの外にあり、同族株主等の判定の際の議決権の株の計算には含まれません。

また、中心的な同族株主を判定する場合の議決権の数又は議決権総数の計算に当たっても同様です。

ちなみに、ご照会の事例では、A及びBが議決権のある普通株式の全部を有し、C及びDは無議決権株式を有するのみですのでC及びDは同族株主等に含まれないと考えます。

【参 考】

評基通 188-5 (種類株式がある場合の議決権総数等)

評基通 188 ((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる種類の株式(以下この項において「種類株式」という。)を発行している場合における議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含めるものとする。(平3直評4外追加、平12課評2-4外・平15課評2-15外・平18課評2-27外改正)

配当還元価額による自己株の取得

(1) 純然たる第三者との取引

- ① 純然たる第三者との取引
- ② 退職従業員の持株を従業員持株会から買取り、一時的に預かる場合
- ③ 買取請求による裁判所決定価格による場合
- ④ 少数株主であり、長期間所有、かつ金額少額の場合

(2) 株式の評価は、売手と買手と必ず一致しなければならないか？

一 回 解 説

今回のテーマ 「生前贈与」活用のポイント

相続税の課税強化によって、「生前贈与」に注目が集まっています。主なポイントを整理しました。

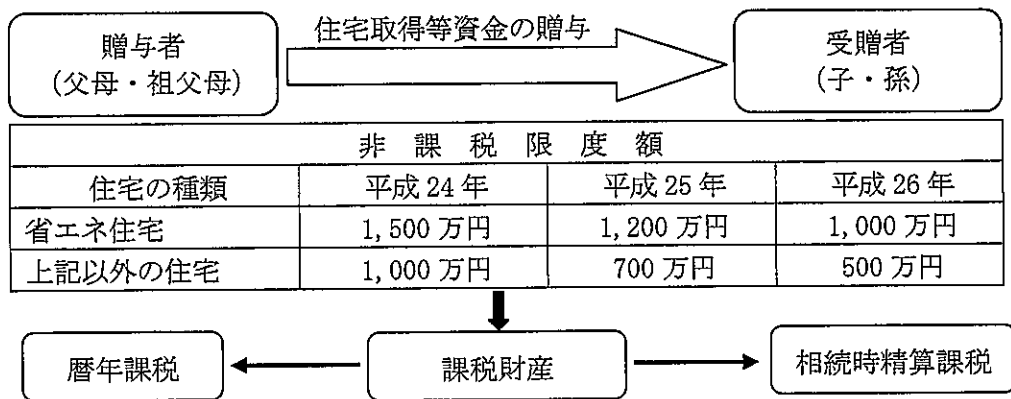
1. 「暦年贈与」と「相続時精算課税」

贈与税の課税方法には「暦年贈与」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額-110万円) × 累進税率	(贈与額-2,500万円) × 20% (一定)
適用対象者	誰でも	65歳以上の親から20歳以上の子どもへの贈与 ※平成25年度改正で上記要件が緩和されました。
相続時の計算	相続時とは切り離して計算されます。 (ただし、相続開始前3年以内贈与は課税価格に加算されます)	相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。
制度の移行	暦年課税から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択した後で、従来の暦年課税への移行は不可能

2. 住宅取得等資金の贈与

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは以下の金額が非課税となります。

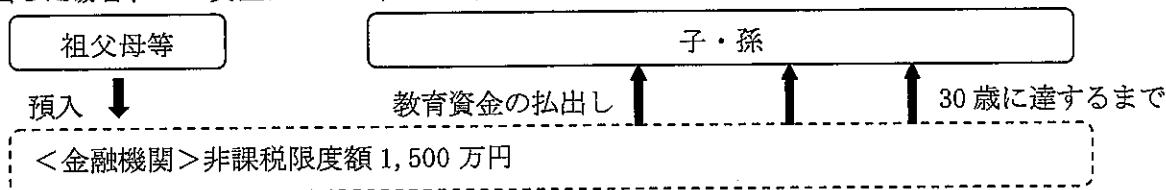


※相続時精算課税制度選択の特例

平成26年12月31日までの間に、親から住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が一定の条件を満たすときは、贈与者である親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

3. 教育資金の贈与

祖父母等（贈与者）が、金融機関等に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円が非課税となります。



6. 贈与の事実を立証するための留意点

贈与する側：契約書や記帳で記録を残し、受贈者が財産を使用できる状態にすることが大切です。

贈与を受ける側：贈与税の申告書を提出すること（110万円超の贈与のほか、非課税特例適用の場合）

IV. 相続・贈与の法律等

1. 相続の開始
2. 相続人
3. 相続回復請求
4. 相続欠格
5. 相続人の排除
6. 相続人の法定順序

10. 代襲相続

11. 指定相続分

12. 法定相続分

- (1) 子(1/2)と配偶者(1/2)
- (2) 配偶者(2/3)と直系尊属(1/3)
- (3) 配偶者(3/4)と兄弟姉妹(1/4)

13. 寄与分

14. 遺産の分割

共同相続人の協議

15. 相続の承認・放棄

16. 相続財産法人

17. 相続財産の分与と国庫帰属

18. 包括遺贈・特定遺贈

19. 遺留分・遺留分の減殺請求

死亡後の手続きスケジュール一覧表

	手続きの名前	手続きの期限	手続きをする場所	チェック	
お葬儀まで	死亡届	1週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	死体火葬(埋葬)許可	1週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	年金受給停止手続き	10日以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	国民健康保険資格喪失届	2週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	後期高齢者医療資格喪失届	2週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	介護保険資格喪失届	2週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	被扶養者の国民健康保険の加入	2週間以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	葬祭費・埋葬料の請求	2年以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	高額療養費の請求	2年以内	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	クレジットカード解約	なるべく早めに	クレジットカード会社	<input type="checkbox"/>	
49日頃まで	携帯電話の解約	なるべく早めに	携帯電話会社	<input type="checkbox"/>	
	生命保険金(入院保険金)請求	2年以内	生命保険会社	<input type="checkbox"/>	
	遺族年金の請求(国民年金・厚生年金)	5年以内	年金事務所	<input type="checkbox"/>	
	電気、ガス、水道、固定電話の名義変更	なるべく早めに	各公共料金の会社	<input type="checkbox"/>	
	戸籍等の収集手続き	なるべく早めに	市区町村役所	<input type="checkbox"/>	
	相続放棄の手続き	3カ月以内	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>	
	所得税の準確定申告 (医療費の還付請求)	4カ月以内	税務署	<input type="checkbox"/>	
	相続税の申告・納付	10カ月以内	税務署	<input type="checkbox"/>	
	不動産の名義変更	なるべく早めに	法務局	<input type="checkbox"/>	
	銀行・郵便局の解約・払戻、名義変更	なるべく早めに	銀行、郵便局	<input type="checkbox"/>	
3ヶ月まで	株式・投資信託・社債等の名義変更	なるべく早めに	証券会社、信託銀行	<input type="checkbox"/>	
	自動車の名義変更	なるべく早めに	陸運局	<input type="checkbox"/>	
	火災保険の継承手続き	なるべく早めに	損害保険会社	<input type="checkbox"/>	
	自動車保険の継承手続き	なるべく早めに	損害保険会社	<input type="checkbox"/>	
	運転免許証の返却	なるべく早めに	警察署	<input type="checkbox"/>	
	パスポートの返却	なるべく早めに	都道府県の旅券課	<input type="checkbox"/>	
	4ヶ月まで				
10ヶ月まで					



優和会計人グループ

Your success is our business

<http://www.yuwa.gr.jp/>

死亡後の手続き一覧表

死亡後の手続きは、約100種類にも及ぶことがあります。様々な手続きを期限内に行っていないか確認しなければなりません。

これは、心身ともにお疲れのご遺族にとっても、かなりの負担となります。

死亡後の基本手続き

- 死亡届 ● 死体火葬 (埋葬) 許可 ● 健康保険 (国民健康保険) の資格喪失届 ● 国民健康保険の加入 ● 介護保険資格喪失届 ● 世帯主変更届
- 児童扶養手当認定請求 ● 年金受給停止
- ◎ 未支給年金請求 ◆ 戸籍収集

★ 準確定申告 (医療費の還付請求) ★ 相続税の申告

もらう手続き

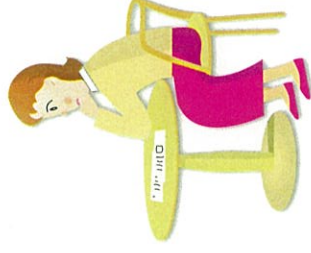
- 埋葬料 ● 葬祭費
- 死亡退職金
- ◎ 生命保険金 ◎ 遺族年金
- ◎ 入院保険給付金
- ◎ 高額療養費請求

やめる手続き

- フレジットカード ● 運転免許証
- 携帯電話 ● パスポート
- ◆ 貸金庫 ★ 借金

ひきづく手続き

- 電気、ガス、水道 ● 電話、インターネット ● 自動車保険
- 不動産の火災保険 ● 自動車
- ◆ 銀行預金、郵便貯金 ★ 不動産
- ◆ 株式、投資信託、社債



サービスご利用までの流れ



【手続きの難易度】

- 黒字 → 難易度 C
 - ◎ 青字 → 難易度 B
 - ◆ オレンジ字 → 難易度 A
 - ★ 赤字 → 難易度 A A
- ご自身でも問題なく出来ると思います。
ご自身で行うには少し手間がかかります。
ご自身で行うにはかなり手間がかかります。
ご自身で行うにはかなり難しく、専門的知識が必要です。

※ 手続きは主なものだけを掲載しております。

亡くなった後の手続きを専門家に任せると、ご遺族の方々の負担を軽減するお手伝い出来ます。

相続税申告チェックリスト

被相続人の氏名	
同 住所	
相続人代表の氏名	
同 住所	
同 電話	
同 FAX	
同 携帯	
相続発生日	平成 年 月 日
準確定申告期限	平成 年 月 日
遺産分割確定日	平成 年 月 日
相続税申告期限	平成 年 月 日
申告書提出日	平成 年 月 日
提出先税務署	
紹介者	
報酬契約	
不動産登記	
今後の確定申告	
前回相続発生日	平成 年 月 日

見直し日

チェックリスト 頁

サイン

備考

H25.08.12

1~10

H25.10.17

4,5,6,9

E,K

チェックリストの検討結果

被相続人 _____
作成者 _____ . .
検討者 _____ . .

No.	問題点・疑問点・内容	検討	訂正
1.			

相続税の申告チェック表

被相続人 _____
 相続開始年月日

作成
 チェック

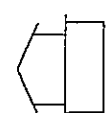
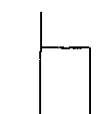
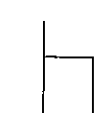
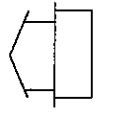
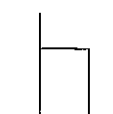
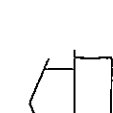
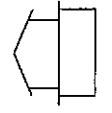
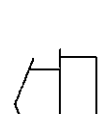
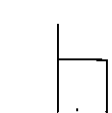
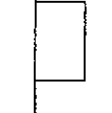
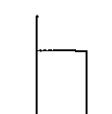
NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
1	親族等関係図、相続財産一覧表は作成（入手）済みか。			
1-1	遺言の有無を確認したか。			
1-2	原戸籍謄本			
1-3	住民票の除票			
1-4	法定相続人で未成年者、障害者の有無(未成年者障害者控除あり)			
1-5	法定相続人の人数 養子の有無、欠格者、被廃除者についての確認			
1-6	相続放棄をする人がいるか			
1-7	被相続人と同居の家族(参考)			
1-8	相続人全員の戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、印鑑証明			
1-9	特別代理人候補者の戸籍謄本 法定相続人の内に未成年者がいる場合			
1-10	特別代理人候補者の住民票抄本、印鑑証明 法定相続人の内に未成年者がいる場合			
1-11	申立人・子の戸籍謄本 法定相続人の内に未成年者がいる場合			
1-12	身体障害者手帳の写し等 法定相続人の内に障害者がいる場合			
1-13	相続税の納税猶予に関する適格者証明書 法定相続人の内に農業相続人がいる場合			
1-14	準農地該当証明他 法定相続人の内に農業相続人がいる場合			
1-15	担保提供財産の明細書 法定相続人の内に農業相続人がいる場合			
1-16	遺産分割協議書 未成年者がいる場合、その特別代理人が分割協議に参加しているか			
1-17	遺産分割協議書 押印されている印章は印鑑証明を受けている印章か。印鑑証明は添付されているか。			
1-18	代償分割 代償金の支払状況等の確認			

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
2	準確定申告は必要ないか。			
2-1	経歴書・趣味・確定申告等の控え 過去3年以上			
2-2	被相続人の経歴から資産形成と計上は妥当か			
2-3	被相続人の病歴から意思能力はいつまでか			
2-4	死亡前10年間に相続ある場合、 相続税申告書の確認			
3	住所と本籍地が異なる場合、本籍地に所有不動産 の申告漏れはないか。			
3-1	土地の登記簿謄本チェック			
3-2	土地の地形図・実測図・航空写真等確認 土地・建物の概要図チェック			
3-3	借地権割合等チェック 正面路線価の借地権割合を適用しているか			
3-4	借地・借家がある場合の賃貸借契約書 「土地の無償返還に関する届出書」があればこれも必要			
3-5	借地の場合の賃貸借契約書 「借地権の地位に変更がない旨の申出書」は提出されていないか			
3-6	借地の場合の賃貸借契約書 「借地権の使用貸借に関する確認書」は提出されていないか			
3-7	個別事情のある土地等は、現場の写真等 がけ地、著しい傾斜地、道路より高い(低い)位置にある土地等			
3-8	路線価評価地域に存する土地について、利用状況 を現地調査にて確認したか			
3-9	セットバック、都市計画道路、不整形地等などの 評価減について、その適否を確認したか			
3-10	鑑定評価などの特殊な評価をしたか			
3-11	広大地評価の適否を確認したか			
4	名寄帳により全ての土地、家屋の謄本、公図、評 価証明書を入手したか。			
5	先代名義のままになっている不動産の申告漏れは ないか。			
6	借入金がある場合、死亡前3年以内の不動産購入 資金ではないか。借入金の用途			

工地・建物の概要図 ネット

II. 土地評価の資料はどう作成するか

<現況全体図>

<p>1. アパート①</p> <p>所在: A土地 地目: 宅地 地積: 489.75㎡ 利用: 貸家建付地</p>  <p>建物 相対評価額 : 110,442,568円</p> <p>土地 相対評価額 : 168,000,000円</p> <p>備考 : 減価(自用なし)</p>	<p>2. 貸地①</p> <p>所在: B土地 地目: 宅地 地積: 150.60㎡ 利用: 貸付型</p>  <p>土地 相対評価額 : 44,500,000円</p> <p>備考: 1117 建物法人管理</p>	<p>3. 貸地②</p> <p>所在: C土地 地目: 宅地 地積: 288.61㎡ 利用: 賃貸型</p>  <p>土地 相対評価額 : 61,700,000円</p> <p>備考: 1117 建物法人管理</p>
<p>4. アパート②</p> <p>所在: D土地 地目: 宅地 地積: 246.66㎡ 利用: 貸家建付地</p>  <p>建物 相対評価額 : 25,309,700円</p> <p>土地 相対評価額 : 99,700,000円</p> <p>備考 : 減価(自用なし)</p>	<p>5-1 貸駐車場①</p> <p>所在: E土地 地目: 宅地 地積: 59.51㎡ 利用: 自用型</p>  <p>土地 相対評価額 : 19,700,000円</p> <p>備考</p>	<p>5-2 御自宅</p> <p>所在: F土地 地目: 宅地 地積: 49.61㎡ 利用: 自用型</p>  <p>建物 相対評価額 : 3,237,200円</p> <p>土地 相対評価額 : 102,189,021円</p> <p>備考</p>
<p>5-3 お孫様自宅</p> <p>所在: G土地 地目: 宅地 地積: 176.01㎡ 利用: 自用型(使用済)</p>  <p>建物 相対評価額 : 未記載所有</p> <p>土地 相対評価額 : 62,100,000円</p> <p>備考 : 建物建築時に分界した</p>	<p>8 アパート③</p> <p>所在: H土地 地目: 宅地 地積: 520.60㎡ 利用: 貸付型</p>  <p>建物 相対評価額 : 78,795,500円</p> <p>土地 相対評価額 : 129,000,000円</p> <p>備考 : 減価(自用なし)</p>	<p>9 貸地③</p> <p>所在: I土地 地目: 宅地 地積: 16.22㎡ 利用: 貸付地</p>  <p>土地 相対評価額 : 5,000,000円</p> <p>備考</p>
<p>10 貸駐車場②</p> <p>所在: J土地 地目: 宅地 地積: 12.70㎡ 利用: 自用型</p>  <p>土地 相対評価額 : 3,300,000円</p> <p>備考</p>	<p>11 貸地④</p> <p>所在: K土地 地目: 宅地 地積: 179.93㎡ 利用: 無償返還</p>  <p>土地 相対評価額 : 148,500,000円</p> <p>備考: 1121 建物法人管理</p>	<p>700の一部-900の一部</p> <p>土地 相対評価額 : 未記載</p>

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
7	建物がある場合、建物の面積に比べて敷地面積が小さ過ぎないか。			
7-1	建物等の登記簿謄本チェック			
7-2	建築確認書または契約書 未登記の場合のみ			
7-3	購入時(新築時)の売買契約書			
7-4	所得税申告時の減価償却の計算書			
7-5	所有建物等 所在地、面積、構造、用途等記入のもの(市町村の「土地・家屋名寄帳」が便利)			
7-6	所有建物等 建築中の家屋はないか			
7-7	所有建物等 広告等、橋、プール等の構築物はないか			
7-8	所有建物等 庭園があれば、どの程度のものか			
7-9	所有建物等 借家権として権利金等の名称で取引、所有したものはないか			
7-10	賃貸マンション等がある場合、自用分の部屋はないか			
8	建物がある場合、敷地はすべて申告されているか。 特に借地権等の申告漏れはないか。			
9	現況宅地であるにもかかわらず、公簿地目で申告されていないか。			
10	相次相続の場合、第1次相続によって取得した不動産等の申告漏れはないか。			
11	倍率は適当か。(特に、同一地域で倍率が複数ある場合には、注意を要す。)			
12	計算の基礎となる固定資産税評価額は、添付された証明書等の金額と一致するか。			
13	路線価評価物件の評価は適正か。			
13-1	地区区分は正しいか。			
13-2	奥行価格補正、不整形地補正、間口狭小補正等の漏れはないか。			
13-3	側方路線影響加算等の漏れはないか。			
14	小規模宅地等の特例計算は適正か。 (H22年改正に注意。)			

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
15	一区画の土地の中に自用部分と貸家建付地部分等按分の妥当性			
16	建築中の建物等がある場合、敷地は宅地で申告されているか。			
17	市街地農地（市街地周辺農地）及び市街地山林等の評価は適正か。			
18	過去の譲渡代金の妥当性。			
19	負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等は取引価額によっているか。			
20	取引相場のない株式の評価は適正か。			
20-1	評価会社の区分は正しいか。			
20-2	類似業種の業種区分、年月等は適正か。			
20-3	純資産価額は相続税評価額で計算されているか。			
20-4	過去の株式の移動は適正か			
20-5	株価計算で保険未収を計上しているか			
20-6	株価計算で未払退職金を計上しているか			
20-7	2期2要素マイナスの場合類似は出来ない			
20-8	無記名債権の計上をしているか			
20-9	公社債 ①一覧表			
20-10	公社債 ②証券会社の発行する残高内訳			
20-11	公社債 ③評価方法は妥当か			
20-12	貸付信託・投資信託・受益証券はその一覧表			
20-13	株式等に関する権利(未払配当に注意) 新株引受権、株式引き受けによる権利、新株無償交付期待権、配当期待権はないか			
20-14	取引相場のある株式(所有名義に注意) 上場株式等一覧表…銘柄、持株数(単位未満株に注意) 証券会社「保護預かり残高表」			

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
21	定期預金等の経過利子の計算は適正か。			
21-1	定期性預金のもれがないか。			
21-2	個人事業者の場合は、現金出納帳			
21-3	過去3年間程度の通帳一式			
21-4	預金(貯金)残高証明書			
21-5	相続前後の戻された預金等費消された現金			
21-6	直前引出し現金を財産に加算しているか			
21-7	郵便局の貯蓄を計上しているか			
21-8	名義預金の検討をしたか			
21-9	収入のない配偶者に預金はないか			
21-10	現金・預金の管理者は誰か			
21-11	被相続人、相続人、被相続人の同居親族の過去5年分の通帳を確認したか 相続人の預貯金について確認したか			
22	賃貸マンション等がある場合、保証金の預り分は、申告面に反映されているか。			
23	生命保険金の受取人が指定されているにもかかわらず、遺産分割協議で指定人以外の人を取得していないか。(贈与税の課税対象)			
23-1	保険証券、死亡受取保険金の支払明細書等、保険証書の写し、保険料受領書			
23-2	弔慰金・退職金支払調書			
23-3	退職金が同族会社から支払われる可能性は			
23-4	退職年金の有無			

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
24	相続前 3 年内の相続人への贈与があるか確認したか。			
24-2	生前贈与加算 生命保険の権利評価 保険料を被相続人が支払っている場合は、権利評価が必要			
24-3	贈与不成立の判定 法的に贈与が成立していない場合は相続財産として加算して申告する			
25	添付書類の内容、配列は妥当か。			
26	未収となっている財産がないか。(年金、給与、地代、家賃、配当等)			
26-1	過去に不動産の売却(10 年以上前も)退職金入金等で入った資金がないか			
26-2	子や孫が自宅購入をしていないか、その資金は誰が出したか			
26-3	売掛金、受取手形、その他一覧表			
26-4	家庭用財産、書画、骨董、貴金属の一覧表			
26-5	車輛査定書、車検証			
26-6	立竹林 樹種や樹齢等の確認、現地確認			
26-7	貸付金の契約書			
26-8	訴訟中の権利			
26-9	営業権(超優良個人企業の場合のみ)			
26-10	電話回線			

NO.	チェック項目	妥 当	要検討	該当なし
27	未払となっている債務がないか。(準確定申告の税金等)			
27-1	病院等への未払明細書(請求書)			
27-2	買掛金、支払手形等一覧表			
27-3	借入金の残高証明			
27-4	カード利用明細			
27-5	特定公益法人等への寄付			
27-6	葬祭費用領収書(日付に注意) 通夜・葬儀に要した費用			
27-7	葬祭費用領収書(日付に注意) 香典返しや法会に要した費用は含まれていないか			
27-8	葬祭費用領収書(日付に注意) 墓碑等の購入費は含まれていないか			
27-9	葬祭費用の負担者(請求書等の宛名)の確認			
28	相続直前の不動産の売買契約の確認。			
29	同族会社との貸借関係は考慮しているか。			
30	ゴルフ、レジャー会員権のもれはないか。 ゴルフ会員権等の評価は実勢と比較して妥当か。			
31	二次相続の必要があるか			
32	代償相続の場合の支払資金は妥当か			
33	納税(資金)の支払で贈与は生じていないか			
34	相続時精算課税の加算はないか			

相続税調査の準備と心構え

相続税の調査は原則として、あると考えておいて下さい。

調査時期は、申告後概ね1年ぐらい経過した時点です。調査は銀行、郵便局、証券会社等に事前に調べ行くと考えておいて下さい。以下調査があった場合のポイントを列挙しました。

1. 全般的な心構え

- ①税務署職員に対し協力的な態度で対応して下さい。
- ②質問事項以外、無駄なことはしゃべらない。
立会のとき答えてもらうことは指示しますので余計なことは話さないで結構です。
- ③初日、最初の1時間は相続の概要等の説明が必要ですので主要相続人は在席して下さい。
- ④調査官に指摘された事項があった場合、当事務所で答えられるものは当事務所で対応します
- ⑤銀行・取引先等を反面調査がある場合があります。
- ⑥個人の引出し、金庫、タンス、貸金庫等の中を見る場合がある、不必要なものは整理しておく
- ⑦昼食は特に準備の必要はありません。

2. 調査ポイント

- ①被相続人の経歴、相続関係者について質問がある。
- ②使用印鑑の確認がある。印鑑保存場所までついてきます。印鑑以外で保存されているものも見る可能性がある。
- ③自宅の通帳等の保管場所の確認の実施
- ④貸金庫への同行と中身の確認
- ⑤所有通帳等の確認～家族名義預金の確認、収入のないところに残高は生じない。
家族名義の預金の妥当性、無記名債権の有無、保険料の支払人と受取人
収入に比べ、預金残高は妥当か？
入出金の内容の確認、期末直前の現金引出しの相続財産計上の確認
- ⑥過去における不動産の売却代金の行方
- ⑦過去における退職金の入金行方
- ⑧過去における物件の取得、大改装等
- ⑨自社からの退職金、弔慰金の議事録、計算根拠
- ⑩贈与の相互意思確認（双務契約）
- ⑪己株式、自己出資の過去の異動状況と議事録関係、贈与申告関係

3. 用意準備するもの

- ①不動産の登記簿謄本
- ②家族の預金通帳、証書等
- ③契約書関係
- ④印鑑一式（印影簿の作成）
- ⑤法人の場合の株主、出資明細と台帳
- ⑥過去の贈与の明細
- ⑦香典帳

財産評価必要資料

(個人関係)

No.	資料名	期間等	備考
1	土地、建物登記簿謄本	最近のもの	
2	〃 〃 評価証明	今年1月1日	
3	〃 〃 所在付近の略図		ゼンリン地図
4	〃 〃 使用状況		
5	借地契約概要、所在地、使用状況		
6			
7	構築物、立木等		
8			
9	会員権		ゴルフ等
10	非上場株式	会社関係	
11	上場株式（銘柄、株数）		
12	債権（種類、額面金額）		
13	預金（ 〃 、 〃 ）		
14	高価なもの		宝石・書画・骨董品等
15	財産権		特許権・鉱業権・営業権等
16	その他（種類、金額）		電話・船舶・車両等
17	貸付金（名称、金額）		
18	生命保険金、年金、退職金		
19	生保契約、掛金		
20	未収入金		家賃・給与等
21	借入金		
22	貸家等の預り保証金		
23	未払金		
24	その他		税金等
25			
26			
27	親族関係図		
28	相続予定表		
29			
30	相続人の明細（戸籍謄本等）		
	10年内の相続ないか		
	3年内の相続ないか		

以上の財産は他人名義のものも含む。

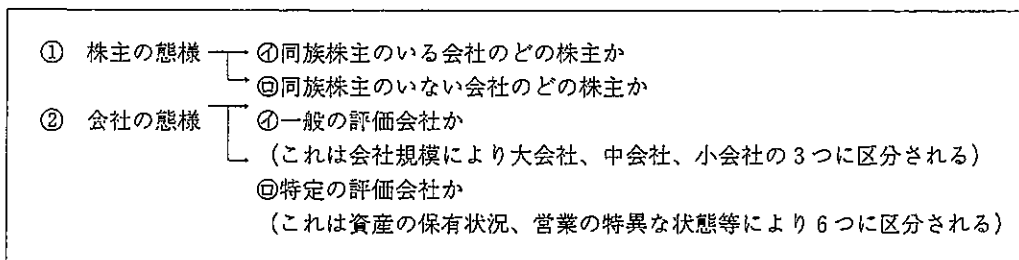
概算正味遺産総額算出表

(単位：千円)

遺産の種類		時価	遺産の概算評価	相続税評価額
土地	地主	自用宅地	時価×(40～60%)程度	
		貸宅地	時価×(40～60%)×(30～60%)程度	
		貸家建付地	時価×(40～60%)×80%程度	
	借主	借地権	時価×(40～60%)×(40～70%)程度	
		貸家建付借地権	時価×(40～60%)×(40～70%)×70%程度	
	農地・山林			時価×(20～40%)程度
家屋	自用家屋		固定資産税評価額	
	賃貸家屋		固定資産税評価額×70%	
事業用財産			帳簿価額	
株式等	上場株式		時価	
	非上場株式		個別評価(概算計算の目安なし)	
	公社債・信託		額面金額程度	
預金・貯金			残高+利息	
家庭用財産			時価×(30～60%)程度	
生命保険金			保険金-5,000千円×法定相続人数	
退職金			退職金-5,000千円×法定相続人数	
ゴルフ会員権			時価×70%	
その他財産			時価×(30～60%)程度	
財産合計額				
債務合計額		△	全ての債務の金額	△
葬式費用		△	葬式費用の金額	△
正味遺産総額				

2. 評価方式の決定要因

- 評価方式は ① 評価会社が一般の会社か特定の会社かという会社の態様と
 ② 評価対象の株主が同族株主のいる会社の同族株主か否か等の2つの態様により、原則評価方式か特例的評価方式か決定することとしています。



4. 同族会社株式の評価の体系

評価会社が一般の会社か特定の会社かにより、また同族株主等か否かにより評価方法が決められています。この概要を図解すると下記の通りになります。

評価会社の区分				評価方式	備考
一般・特定の別	規模区分と特定会社区分	株主等の区分	原則・特例の別		
一般の評価会社の株式	大会社	同族株主等	原則的評価方式	類似業種比準価額方式	純資産価額方式も選択可
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
	中会社	同族株主等	原則的評価方式	類似業種比準価額方式と純資産評価額方式の併用方式	純資産価額方式も選択可
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
	小会社	同族株主等	原則的評価方式	純資産価額方式	類似業種比準価額方式と純資産価額方式との併用方式も選択可
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
特定の評価会社の株式	比準要素数1の会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	Lの割合を0.25とする類似業種比準価額方式と純資産価額方式との併用方式も選択可
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
	株式保有特定会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	S1+S2方式も選択可
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
	土地保有特定会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式	
	開業後3年未満の会社等	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	
		その他 ※	特例的評価方式	配当還元方式	
	開業前又は休業中の会社			純資産価額方式	配当還元方式は適用できない
	清算中の会社			清算分配見込額を基に複利現価計算により求めた価額	配当還元方式は適用できない

2. 同族株主のいる会社の評価方式

(1) 評価方式図解

通達は、評価会社の中に「同族株主がいる場合」と「同族株主がいない場合」の2つに区分し、ある株主の所有する株式（取得後）を評価する場合、その者の評価方式が原則的評価方式になるのか配当還元方式になるのかの判断ルールを示しています。

同族株主のいる会社の場合の評価方式を図解すると下記の通りとなります。

		株主の態様		評価方式
同族株主のいる会社	同族株主 (30%以上) (50%超)	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的評価方式
		取得後の議決権割合が5%未満の株主	中心的な同族株主(25%)がない場合	
			中心的な同族株主がいる場合	
				役員である株主又は役員となる株主
	その他の株主	配当還元方式		
		同族株主以外の株主		

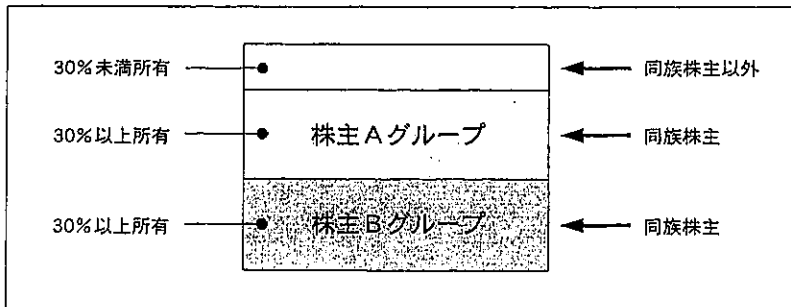
●p.12の図も同じ意味です。

(2) 用語の簡易説明

① 同族株主（詳細は財評通188）

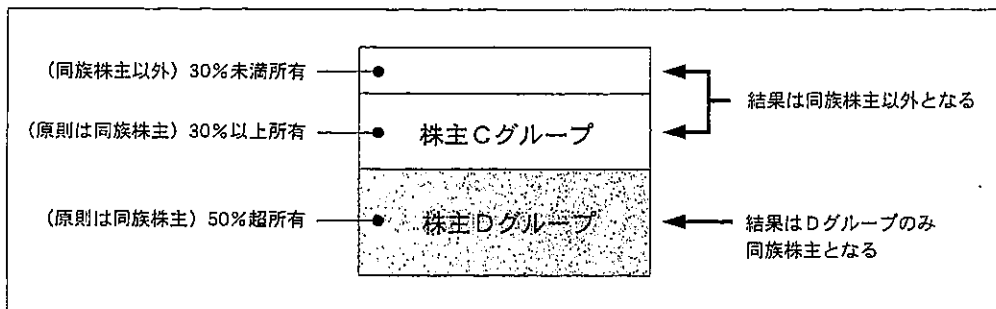
(イ) 原則 株主グループ（株主1人及びその同族関係者をいう）の有する議決権割合が30%以上である場合

→その株主の1人及び同族関係者を同族株主といたします。



(ロ) 特則 但し、筆頭株主グループの議決権割合が50%超の場合

→その50%超の株主及びその同族関係者のみを同族株主といたします。



(ハ) 注意点 (イ)(ロ)の「株主の1人」とは納税義務者に限らず誰でもよい。

② 同族関係者（詳細は財評通188）→（p.94（資料 p.26）に定義が全文掲載）

- (イ) 個人たる同族関係者 株主等の親族と内縁の妻等をいいます。親族とは配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
- (ロ) 法人たる同族関係者 株主等の1人が支配している他の会社または株主等の1人と特殊の関係にある他の会社とで別の他の会社を支配している場合のその別の他の会社等をいいます。
- (ハ) (他の会社を) 支配している場合とは、次の①②③のいずれかに該当する場合です。
 - ①発行済株式総数等のうち、50%超保有する他の会社
 - ②営業譲渡等の議決権50%超有する他の会社
 - ③株主等が過半数を占める他の会社

(ニ) 同族株主のいる会社の同族株主になる者のイメージ図

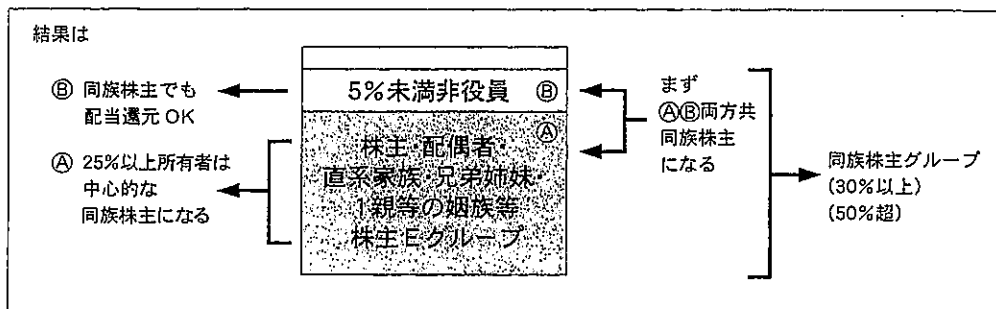


③ 中心的な同族株主（詳細は財評通188）→（p.95（資料 p.27）参照）

- (イ) 同族株主のいる会社の株主であること
- (ロ) 同族株主の1人、その配偶者、直系血族¹⁾、兄弟姉妹及び1親等の姻族²⁾（特定の特殊関係会社を含む）らの議決権数が総議決権数の25%以上であること。

1) 直系血族とは父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、ひ孫等をいう。

2) 1親等の姻族とは、子の配偶者、配偶者の父母、配偶者の前の配偶者との子をいう。



④ 役員の範囲（詳細は財評通188）→（p.95（資料 p.27）参照）

取締役、監査役の全てをいいますが、一般の取締役いわゆる「平取」は役員に含まれません。また、課税時期に役員でなくてもその後法定申告期限までに役員になるいわゆる役員予定者も役員になります。

3. 会社の規模の判定 (財評通178,179)

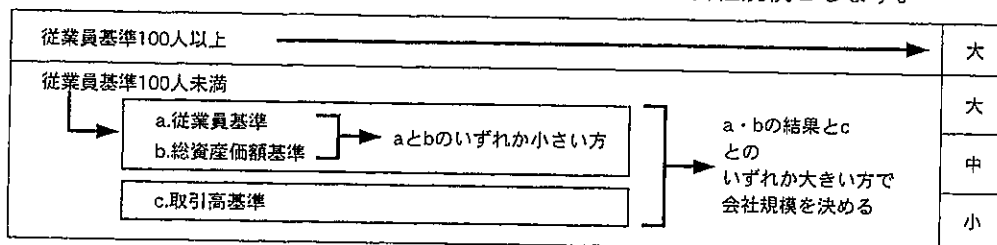
(1) 会社規模 (L) は、下記の3つの判定要素により判定 (財評通178)

- ① 従業員基準…………… (直前期末以前1年間)
- ② 従業員数を加味した総資産価額基準 (直前期末)
- ③ 取引金額基準…………… (直前期末以前1年間)

(2) 会社規模判定の順序

1) 会社規模の判定は、まず(1)の①の従業員基準により判定し、従業員100人以上の会社は大会社となります。

次に従業員100人未満の会社は(1)の②の従業員数を加味した総資産価額と(1)の③の取引高基準で会社規模を判定し、いずれかの大きい方を最終的な会社規模とします。



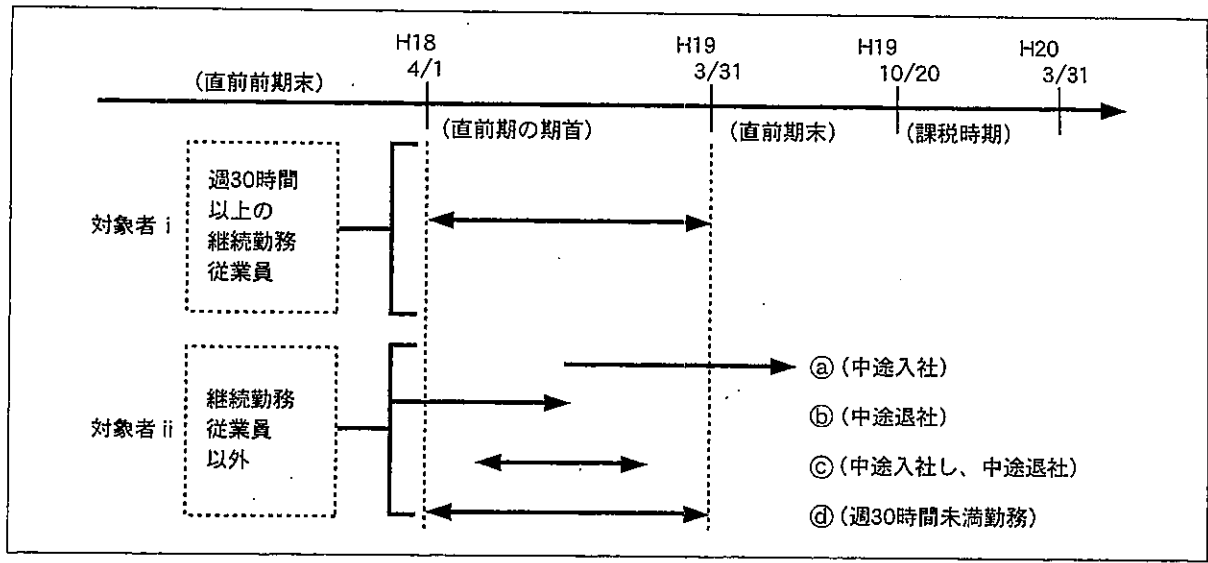
2) これらの基準は日本標準産業分類の〈卸売〉〈小売・サービス〉〈その他〉の3つの業種に区分して判定しますが、いずれの業種に該当するかは直前期末以前1年間の取引金額により判定します。

(財評通178・179)

3) 会社規模判定にあたって下記の評価明細書第1表の2の図表を活用 大変
使いやすい

①直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				100人以上の会社は、大会社 ⑦及び⑧は不要				
				100人未満の会社は、⑦及び⑧により判定				
⑦直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				⑧直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分				会社規模 とLの割合 (中会社) の区分
総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	
14億円以上 20億円未満	7億円以上 10億円未満	7億円以上 10億円未満	50人超	50億円以上 80億円未満	12億円以上 20億円未満	14億円以上 20億円未満	0.90	
7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満	30人超 50人以下	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満	0.75	
7,000万円以上 7億円未満	4,000万円以上 4億円未満	5,000万円以上 4億円未満	5人超 30人以下	2億円以上 25億円未満	6,000万円以上 6億円未満	8,000万円以上 7億円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、⑦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数とのいずれか下位の区分」と⑧欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。								
判定	中会社			小会社				
	Lの割合							
	0.90	0.75	0.60					

(3) 対象者図解



(4) 直前期末以前1年間の従業員数の計算 (様式)

i) 継続勤務従業員数の計算

No.	内容	加減	人数	No.
①	課税時期の直前期の期首の社員及び役員の数	0	29	①
②	①の期首現在派遣会社よりの派遣労働者の数	+	3	②
③	①の期首現在他社へ出向している者の数	-	0	③
④	期首の人員の内、期中退職者の数	-	2	④
⑤	差引 (①+②-③-④)	=	30	⑤
⑥	⑤の内、取締役・監査役の数 (合計が4人の場合)	-	4	⑥
⑦	⑤の内、使用人兼務取締役の数 (2)留意点③)	+	1	⑦
⑧	継続勤務従業員数の数 (⑤-⑥+⑦)	=	27人	⑧

※⑧が100人未満の場合下記ii)、iii)を計算します。 ※人数は仮の数字を入れています。

ii) 継続勤務従業員以外の従業員数の計算

① 対象者

- a 期中で入社した者 b 期中で退社した者 c 期中で入社し退社した人
- d 1年間継続勤務しているが勤務時間が週30時間未満の者 (パートタイマーなど)
- e 派遣労働者で随意契約の者

② 総労働時間の月別集計表

	月	延人数	総労働時間		月	延人数	総労働時間
1	18年4月	7	500	7	18年10月	6	500
2	5月	8	600	8	11月	8	600
3	6月	6	500	9	12月	10	500
4	7月	5	500	10	19年1月	6	500
5	8月	8	600	11	2月	5	500
6	9月	7	500	12	3月	7	500
	計	41	3,200		計	42	3,100
					合計	83	6,300

※人数・時間は仮の数字を入れています。

2. 類似業種比準価額の計算式 (明細書第4表) (財評通180)

① 算式 上で 1.0

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \left\{ \frac{\text{㉑} + \frac{\text{㉒}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{㉓}}{\text{D}}}{5} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right\} \text{ 斟酌率}$$

(1株当たり50円)

(注) C=0の場合の算式は平成20年の改正により廃止されました。

② 算式の用語の説明

- A = 類似業種の株価 判定と転記
- ㉑ = 評価会社の1株当たりの配当金額
- ㉒ = 評価会社の1株当たりの年利益金額
- ㉓ = 評価会社の1株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額) 計算が必要
(18年改正あり)

- B = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
 - C = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
 - D = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)
- } 転記のみ

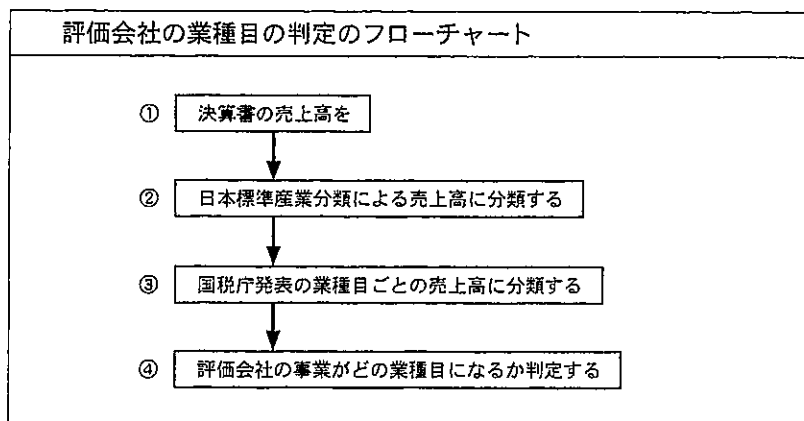
3. 類似業種と業種目番号の判定 (財評通178、181、181-2)

(記載方法 p.87 (資料 p.19) 27行目～)

類似業種の評価では国税庁の定める『類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等』から評価会社の業種目を判定します。この場合2以上の業種を兼業している場合は、原則として取引金額が50%以上の業種を評価会社の業種としますが、主たる業種目がない場合は財評通181-2により判定します。

この判定手順を整理すると次のようになります。

3-1. 判定作業の流れ



4. 資産・負債両方に共通する留意点

- ① 財評通は課税時期において仮決算することを前提に規定していますが、

実務のほとんどは仮決算をせず直前期末の決算金額（直前期末基準）により評価しています。

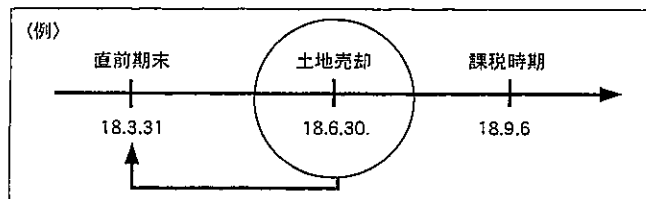
その直前期末基準を適用する根拠は明細第5表2(4)にあります。

従って、以下は全て仮決算を行わず直前期末基準についてのみの留意点です。

- ② 直前期末基準による場合、上記3の図の相続税評価額と帳簿価額は次により計算します。

- a. 「資産・負債の相続税評価額」は、課税時期の直前期末の資産及び負債について、課税時期の相続税の評価基準を適用して評価した相続税評価額になります。

直前期末の資産及び負債ということは課税時期現在において、直前期末の資産・負債があるものとしてという意味であるから、直前期末の資産を課税時期までに売却して、その資産がない場合でもであると仮定して評価することになります。



〔但し、著しい増減がある場合を除く〕

あるものとして評価する—但し評価の時期は課税時期 (p.91 (資料 p.23) 14行目)

- b. 「帳簿価額」については、直前期末の資産及び負債の税法上の帳簿価額により計算した金額になります。
- ③ 上記②の直前期末基準による場合、a 相続税評価額・b 帳簿価額は帳簿に記載がない場合であっても下記イロハニは負債として取扱い、ホは資産となります。(記載方法 p.91 (資料 p.23) 16行目の注書)

イ 未納公租公課、未払利息等の金額

ロ 直前期末日（19年改正前は課税時期）以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、未払いとなっている金額（19年改正）

ハ 直前期末日後から課税時期までに確定した剰余金の配当等の金額（19年改正）

ニ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額（ただし、経過措置適用後の退職給与引当金の取崩しにより支給されるものは除きます。）

ホ 被相続人の死亡により評価会社が生命保険金を取得する場合の、その生命保険金請求権（未収保険金）

5. 直前期末基準の資産の部の留意点

- ① 資産の部の相続税評価額の対象財産は「金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいう」と通達に定めている

ので、非合法により取得したもの、または簿外の是非を問わないことになります。

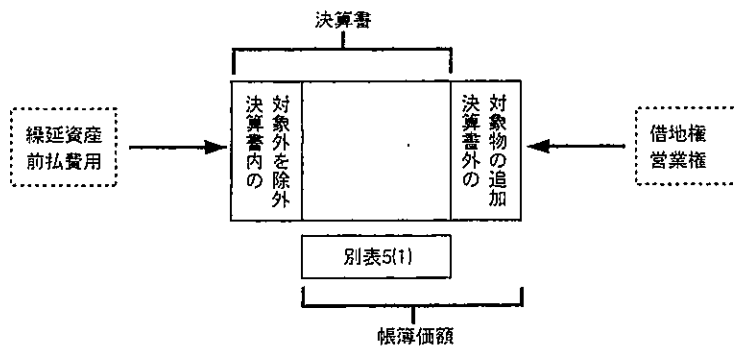
(相基通11の2-1)

- ② 資産の部の帳簿価額は相続税評価額の計算の基礎となった各資産の税務計算上の帳簿価額である。これは負債も同じです。

従って、直前期末の決算書の金額と同じではなく、また、相続税法評価額の計算の基礎にならないものは帳簿価額に記載されません。負債も同じです。

$$\text{決算書金額} + \text{別表5(1)の調整} - \text{決算書内の評価対象外資産} + \text{決算書外の対象資産の追加} = \text{帳簿価額}$$

- ③ 受取手形、売掛金の相続税評価額は回収不能額を控除して評価しますが、帳簿価額は決算書金額をそのまま使用します。



- ④ 売掛金、貸付金債権等の相続税評価額においては、手形交換所取引停止等処分により回収不可能なものがあるときは、元本の価額に算入しません。(財評通205)
- ⑤ 財産性のない繰延資産、繰延税金資産、前払費用等は評価の対象にならない資産なので、相続税評価額及び帳簿価額ともに記載しません。考え方として、費用性の前払等で戻らないものは評価0。資産対価性のあるものは財産となります。

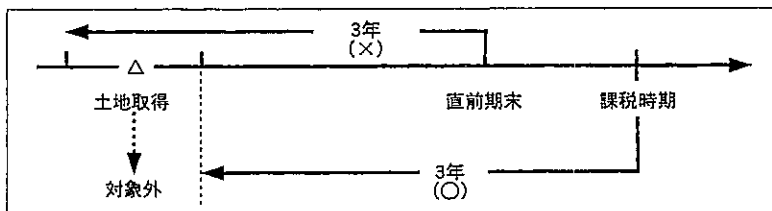
前払費用の資産性の判定には十分留意する必要があります。(例、長期前払費用)

非常に重要

- ⑥ 営業権は、企業会計上や法人税法上の取扱いと違って有償取得、自家創設を問わず収益還元法による評価対象財産であり、評価額を資産に加えることが要求されています。(財評通165他) (p.64の参考資料2参照)

(平成20年で大幅に改正されています。筆者の営業権の評価額計算書を参照して下さい。)

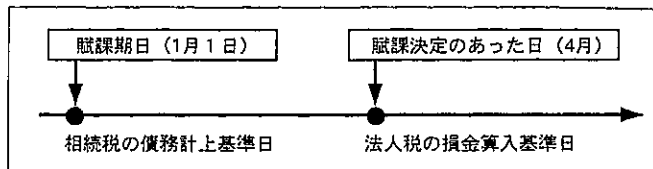
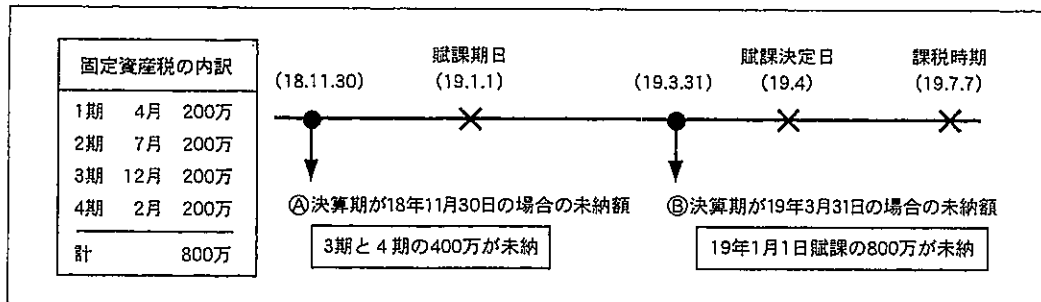
- ⑦ 3年以内取得の土地等、建物等は、課税時期における通常の取引価額により評価します。(財評通185)
- ① 「3年以内」の判定は直前期末基準の場合でも課税時期から起算します(直前期末日からの起算ではありませんので注意が必要です)。



6. 直前期末基準の負債の部の留意点

重要

- ⑪ 負債の金額は債務控除の対象となる債務は确实と認められるものに限られています。通常は帳簿価額と相続税評価額は同じになります。(相法14条)
- ⑫ 未払税金のうち法人税、住民税、事業税、消費税は直前期末時点で未納のものであるから必ずしも決算書に一致するとは限りません。
- ⑬ 未払税金のうち固定資産税については直前期末(19年改正前は課税時期)以前に賦課期日のあった税額のうち未払となっている金額です。19年改正で記載方法の内容が変更されていますので注意して下さい。(記載方法第5表2(4)ロ)(p.91(資料 p.23)19行目)



- ⑭ 死亡による未払退職金は負債に計上しますが、死亡保険金の未収計上や保険差益に対する未払法人税の計上も必要です。(記載方法第5表2(4)ロ1)
- Ⓐ 資産計上するもの 未収保険金
 - Ⓑ 負債計上するもの 未払退職金、社葬費用、保険差益に対する未払法人税等(繰欠があり課税所得のない場合は計上不可)
 - Ⓒ 保険差益は保険金を源資として支払われるものを控除して求めます。従って負債に計上していない弔慰金も保険金が源資であれば控除するのが相当とする解釈も考えられますが、国税庁の質疑応答事例ではそこまでふれておりません。

益金	損金				
未収保険金	未払退職金 (弔慰金)	=	差引所得	-	青色繰欠
			=	課税所得	× 42% =
					未払法人税

- ⑮ 種類株式を所有していても、純資産価額の計算は考慮せず従来通りです。

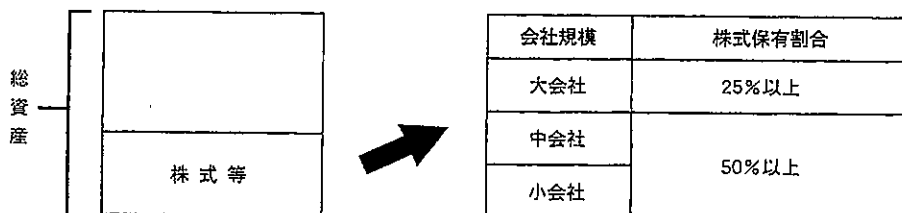
付表6-1

3. 株式保有特定会社の株式の評価方法 (p.73,78,79 (資料 p.5,10,11))

(1) 定義 (財評通189(2))

課税時期において評価会社の有する④株式等の価額の合計額が⑤総資産価額の25%以上または50%以上保有している会社をいいます。(④及び⑤はいずれも相続税評価ベースです)

(2) 図解



(3) 判定の基礎となる株式等の範囲

① 株式保有特定会社の株式等に該当するか否かの判定の基礎となる株式及び出資とは、所有目的または所有期間のいかんにかかわらず評価会社が有する株式（株式会社の社員たる地位）のすべて及び評価会社の法人に対する出資（法人の社員たる地位）のすべてをいいます。

② 株式及び出資に該当するもの、該当しないものとして、国税庁は下記のものを例示しています。

- ②-1 該当するもの
 - ④ 証券会社が保有する商品としての株式
 - ⑤ 外国株式
 - ⑥ 株式制のゴルフ会員権
 - ⑦ 特定金銭信託
- ②-2 該当しないもの
 - ① 匿名組合の出資
 - ⑧ 証券投資信託の受益証券

③ なお、Jリート（不動産投資信託）は、平成15年6月に新設された財評通213により、株式及び出資に該当することになると考えられます。

(4) 評価方法 (財評通189-3)

同族株主等が取得した場合※	原則	同族株主等の議決権の保有割合 50%超	純資産価額
		特例	簡易方式
同族株主以外の株主等が取得した場合			配当還元方式（上記の原則、特例方式も選択可能）

(注) 1 同族株主等の議決権の保有割合が50%以下の場合は、純資産価額は純資産価額×0.8となります。

(注) 2 財評通では「同族株主等が取得した場合」とは規定していませんので、※印は筆者の区分です。